

心身障害者扶養共済制度加入者の皆様へ

心身障害者扶養共済制度の改正につきましては、すでに平成7年11月1日付け更第974号通知によりお知らせしておりますが、今回、掛金引き上げによる差額分（平成8年1月～3月分）の納付書をお届けしておりますので、下記に留意の上納付いただきますようお願い申し上げます。

また、脱退や2口目加入の取消しを検討されておられる場合には、その手続き等につきまして、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

1 掛金の納付について

◆「平成8年1月～3月分」掛金の納付方法は・・・

平成8年1月から下記のとおり掛金が改定されますので、4月以降既に送付しております納付書（改定前金額分）と今回お届けしております納付書（差額分）の2枚により、改定後の金額を納付してください。

なお、既に「改定前金額分」を納付されている場合は、「差額分」のみを追加納付してください。

< 例 >

改定前「月額3,200円」の場合 → 「月額1,400円」引き上げられて「月額4,600円」になる

- | | | | |
|---------------|------------------|---|-----------------------------------|
| ① 4月以降送付済の納付書 | (改定前金額分)「3,200円」 | } | ※ 2枚の納付書により「4,600円」
を納付してください。 |
| ② 今回送付の納付書 | (差額分)「1,400円」 | | |

◆掛金の月額が、平成8年1月から、次のとおり3段階で引き上げられます。

	平成7年12月 までの掛金月額 (1口当たり)	平成8年1月1日 から 平成9年3月31日	平成9年4月1日 から 平成10年3月31日	平成10年4月1日 以降
	加入時の年齢等により7区分	1,400円	2,100円	2,800円
1,900円		2,800円	3,700円	4,500円
2,600円		3,800円	4,900円	6,000円
3,200円		4,600円	6,000円	7,400円
4,100円		5,700円	7,300円	8,900円
5,300円		7,200円	9,000円	10,800円
6,800円		9,000円	11,200円	13,300円

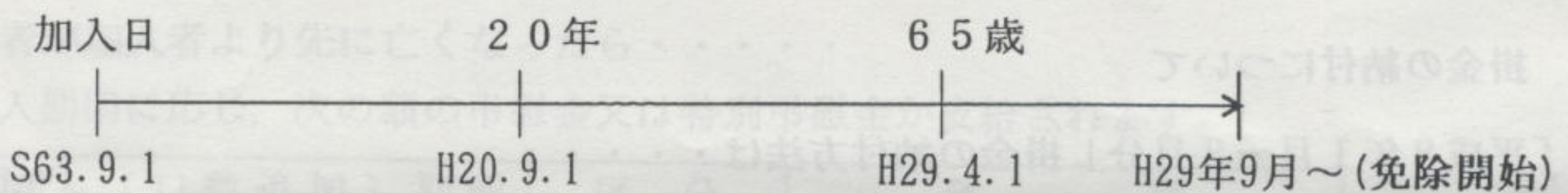
(注) 今回の改定は、久しく据え置かれていた掛金について、現状の障害者死亡率等の諸条件に基づき、将来の安定的な年金給付に必要な掛金の額として「平成10年4月1日以降」の欄に掲げた金額を設定し、激変緩和のために平成8年1月から3段階で引き上げを行うものであります。したがって、平成10年4月以降、さらに同様のペースで掛金の引き上げが継続するものではありません。

◆掛金はいつまで納めなければならないか・・・

加入（口数追加）期間が「20年以上」に達し、かつ、加入者（保護者）の年齢が「65歳（各年度の4月1日において）」を超えたときは、その後最初に来る制度加入月以後の掛金は免除になります。

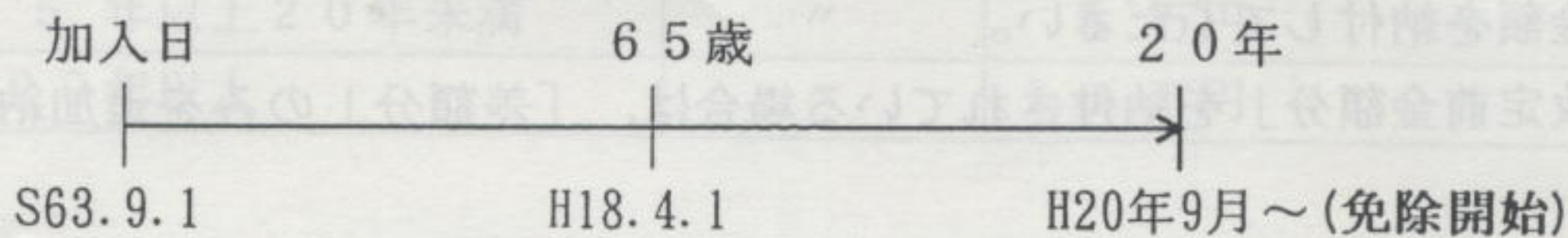
<例1>（加入者の生年月日：昭和26年7月1日，加入月：昭和63年9月）

（加入期間充足） （年齢充足）



<例2>（加入者の生年月日：昭和15年7月1日，加入月：昭和63年9月）

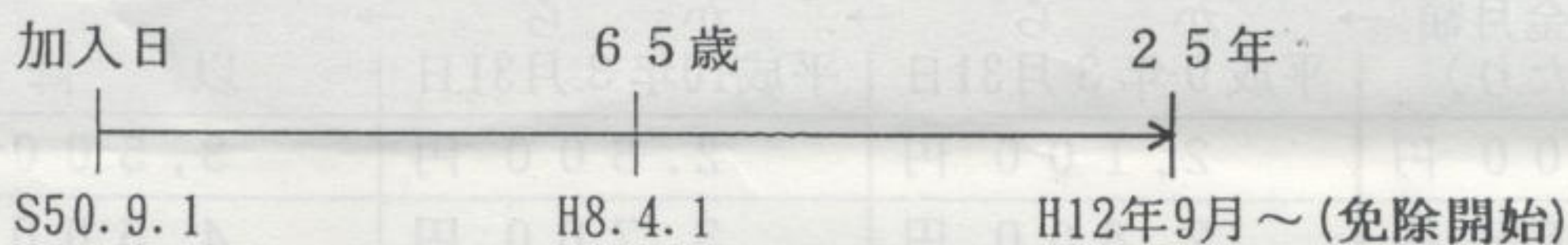
（年齢充足） （加入期間充足）



ただし、昭和61年3月以前に年齢45歳未満で加入した方の1口目（昭和45年10月1日から昭和46年9月30日までの間に年齢45歳以上65歳未満で特例加入した場合を含む）については、上記において「20年以上」とあるのは「25年以上」となります。

<例3>（加入者の生年月日：昭和5年7月1日，加入月：昭和50年9月）

（年齢充足） （加入期間充足）



§ 掛金免除となるためには、加入期間（20年又は25年以上）と年齢（65歳以上）の両方の要件を満たすことが必要ですのでご注意ください。

・ 上記の要件に達する前に加入者又は障害者が亡くなられた場合は、亡くなられた日の属する月分までの掛金を納めていただくことになります。

・ 任意脱退される場合でも、脱退の届出を行った日の属する月分までの掛金を納めていただくことになります。

2 脱退及び脱退一時金請求の手続きについて

◆脱退又は2口目加入の取消しをする場合の手続きは・・・

脱退又は2口目加入の取消しをする場合は、市福祉事務所、町村役場又は県地方振興局健康福祉部の窓口に「届出用紙」を備え付けておりますので、印鑑をご持参の上、手続きを行ってください。

<提出書類> 「加入者等脱退(取消し)届」 (「加入証書」又は「特約・口数追加証書」を添付)

(※ 脱退等につきましては、上記の掛金免除までの期間等をも含め、十分にご検討いただいた上で決定してください。)

◆脱退一時金の請求手続きは・・・

平成8年1月から、5年以上制度に加入(口数追加)されている方が、脱退又は2口目加入の取消をされる場合に、下記のとおり脱退一時金が支給されることになりましたので、1月以降に脱退等の届出に合わせて請求手続きを行ってください。

<提出書類> 「脱退一時金給付請求書」 (加入者及び心身障害者の住民票を添付)

なお、脱退一時金の請求に当たっては、脱退の届出のあった日の属する月分までの掛金を納めていただくことになります。

ただし、制度改正時の特例措置として、平成8年1月中に脱退の届出があった場合に限り、掛金の納付は平成7年12月分までで差し支えないこととされましたのでご留意願います。

	加入(口数追加)期間	金額(1口当たり)
<脱退一時金>	5年以上10年未満	3万円
	10年以上20年未満	5万円
	20年以上	10万円

3 その他留意事項

◆年金は、どんな場合に・・・・・・、いくら・・・・・・支給されるか。

- ・年金は、加入者が亡くなったとき、又は、加入者に条例で規定する重度障害が生じたときから、障害者に対して終身にわたり1口につき毎月2万円が支給されます。
- ・また、県で特別加算金制度を設けており、障害者が療育手帳「A」又は身体障害者手帳「1～2級」を所持されている場合には、申請に基づき障害者1人につき月額1万円が加算されます。

◆障害者が加入者より先に亡くなったら・・・・・・

加入期間に応じ、次の額の弔慰金又は特別弔慰金が支給されます。

加入（口数追加）期間	区分	金額
1年未満	特別弔慰金	1万円（1人当たり）
1年以上5年未満	弔慰金	2万円（1口当たり）
5年以上20年未満	〃	5万円（〃）
20年以上	〃	10万円（〃）

◆障害者が自分で年金を受け取り、管理できないときは・・・・・・

障害者に代わって年金を受け取り、管理する年金管理者をあらかじめ決めることができ、毎月の年金はその人に支給されます。

◆加入後、加入者が県外に転出したり、県内に転入した場合は・・・・・・

この制度は昭和45年より、全国で同様の制度が実施されていますので、引き続いて転出先の制度に加入することができます。また、転入の場合も引き続いて岡山県の制度に加入できます。

※ ご不明な点につきましては、下記のところまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒700 岡山市内山下2-4-6

岡山県保健福祉部更生福祉課 障害福祉第一係

電話 086-224-2111（内線2845）